

妊孕性温存療法等助成事業

◀この掲載内容は基本情報です。詳細な内容や申請手続きについては、笠間市こども政策課へお問い合わせください。▶

笠間市では、若年がん患者等の方が将来子どもを授かる可能性を残すための卵子や精子等の凍結保存や、凍結保存した卵子等を用いた生殖補助医療に対して、費用の一部を助成します。

※「茨城県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法助成事業」の上乗せとして実施しています。

		《妊孕性温存療法》	《温存後生殖補助医療》
対象者	年齢	42歳以下	夫婦または事実婚関係にある方で、妻の年齢が42歳以下
	居住	治療開始日から申請日まで引き続き市内に住所を有していること	夫または妻の双方またはいずれか一方が、治療開始日から申請日まで引き続き市内に住所を有していること
	市税	完納していること (治療を受けた方が未成年の場合は保護者)	夫婦いずれも完納していること
	県補助金	茨城県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法助成事業実施要綱に基づく補助金の交付決定を受けていること	
		(妊孕性温存療法区分)	(温存後生殖補助医療区分)
助成金額	治療に要した費用から県補助金の額を差し引いた金額		
	上限額10万円		上限額15万円
助成回数	1人につき2回まで	妻の年齢が 39歳以下…通算6回まで 40～42歳…通算3回まで	
対象となる治療	①胚(受精卵)凍結 ②未受精卵子凍結 ③卵巣細胞凍結 ④精子凍結 ⑤精巣内精子採取術による精子凍結		①凍結した胚(受精卵)を用いた治療 ②凍結した未受精卵子を用いた治療 ③凍結した卵巣細胞再移植後の治療 ④凍結した精子を用いた治療

申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください→

【お問い合わせ先・申請窓口】 笠間市 こども政策課

〒309-1734 笠間市南友部1966-1 (地域医療センターかさま内)

T E L : 0296-78-3155 F A X : 0296-77-9146



○申請に必要な書類

笠間市 妊孕性

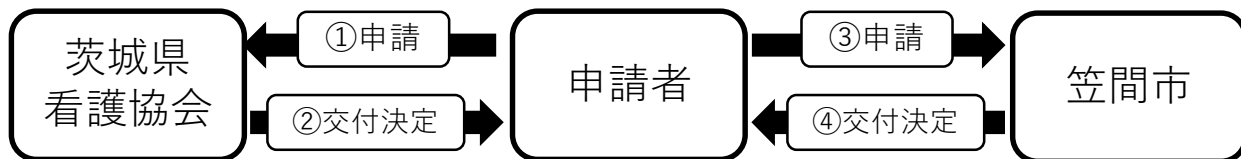


《妊孕性温存療法を受けた方》
<input type="checkbox"/> 【様式1-1号】 笠間市若年がん患者等妊孕性温存療法等補助金交付申請書兼請求書 (妊孕性温存療法)
《温存後生殖補助医療を受けた方》
<input type="checkbox"/> 【様式1-2号】 笠間市若年がん患者等妊孕性温存療法等補助金交付申請書兼請求書 (温存後生殖補助医療)
《共通して必要な書類》
<input type="checkbox"/> 茨城県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法助成事業実施要綱に基づく補助金 交付決定通知書の写し
<input type="checkbox"/> 県補助金交付申請書類一式の写し ※県補助金申請の際に、忘れずにコピーをお取りください。
<input type="checkbox"/> 治療費の領収書・明細書 (原本または写し)
★事実婚関係にある方
<input type="checkbox"/> 事実婚関係に関する申立書
<input type="checkbox"/> 夫婦それぞれの戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) の原本 (申請日から3か月以内に 発行されたもの。)
★温存後生殖補助医療で、回数をリセットする方
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) や死産届の写しなど、出産等の事実が確認できる書類

※要件の確認ができない場合は、上記以外の書類が必要となる場合があります。

- 申請期限 原則として治療の終了した日が属する年度の末日まで
※期限までに申請できない場合は、必ず事前に笠間市 こども政策課までご相談ください。

○申請の流れ



【参考】 県補助金の申請・お問い合わせ先
(公社) 茨城県看護協会 「いばらき みんなのがん相談室」

〒310-0034 水戸市緑町3-5-35 (茨城県保健衛生会館内)

TEL : 029-222-1219 Eメール : ibagan@ina.or.jp

受付時間 月曜～金曜 9:00～16:00

※土日祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く

